

# 一般社団法人日本環境動物昆虫学会細則

## 第1章 役員の選任

### (理事・監事の選任)

第1条 理事・監事の選任は次のように行う。

- (1) 理事・監事候補者推薦のための推薦委員会を置く。
- (2) 推薦委員は評議員の中から会長が指名し、10名以内とする。
- (3) 理事・監事は推薦委員会の推薦により、総会で承認する。
- (4) 推荐委員の任期は、選出された月に始まり、改選された役員就任の日に終わるものとする。

## 第2章 委員会

### (委員会)

第2条 定款46条に基づきこの法人に次の委員会を置く。

- (1) 編集委員会（10名程度）
- (2) 企画委員会（6名程度）
- (3) 賞選考委員会（11名以内）
- (4) 年次大会実行委員会（10名程度）

2 編集委員、企画委員の任期はそれぞれ1期4年として、2年毎に半数を改選する。ただし、重任は妨げないが、両方の委員を兼ねることはできない。

3 賞選考委員の任期は1年とし、重任は2期以内とする。

4 年次大会実行委員の任期は1年とし、重任は妨げない。

### (編集委員会)

第3条 編集委員会は理事会で互選された編集担当理事（編集委員長）と、理事会で推薦された編集委員で構成される。

2 編集委員会は学会誌の編集及び関連する業務を職務とする。

### (企画委員会)

第4条 企画委員会は理事会で互選された企画担当理事（企画委員長）と、理事会で推薦された企画委員で構成される。

2 企画委員会は学会が主催するセミナー等の企画・立案・実施及び関連する業務を職務とする。

### (賞選考委員会)

第5条 賞選考委員会は理事会で互選された賞選考担当理事（賞選考委員長）と、理事会で推薦された賞選考委員で構成される。

2 賞選考委員会は学会賞及び奨励賞の選考、ならびに関連する業務を職務とする。

(年次大会実行委員会)

第6条 年次大会実行委員会は理事会で互選された年次大会担当理事（年次大会委員長）と、理事会で推薦された年次大会実行委員で構成される。

2 年次大会実行委員会は学会が主催する年次大会の実施及び関連する業務を職務とする。

### 第3章 研究部会

(研究部会)

第7条 定款47条に基づき、この法人の目的に則した特定の研究課題についてその学術を発展させるため、研究部会を設けることができる。

(部会長及び運営委員の選任)

第8条 研究部会は、理事会の議を経て会長が決定した部会長と理事会で推薦された運営委員で構成される  
2 部会長及び運営委員の任期は1期2年とし、重任は妨げない。

(会計)

第9条 研究部会の会計は、この法人の特別会計として処理する。

(解散)

第10条 研究部会の解散あるいは休会は、理事会の議を経て決定するものとする。

### 第4章 顧問

(顧問)

第11条 定款第28条に基づき、この法人に顧問若干名を置くことができる。

(顧問の選任)

第12条 この法人は、理事会の議を経て会長・副会長経験者の中から顧問若干名を選任することができる。

(顧問の職務)

第13条 顧問は、会長の諮問に応じて助言し、また会長の求めに応じて評議員会、各役員会及び各委員会

に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第 14 条 顧問の任期は 1 期 4 年とし、重任は妨げない。

## 第 5 章 会費

(会費)

第 15 条 会員は各事業年度につき以下に定める会費を支払わなければならない。

- (1) 正会員 8,000 円
- (2) 学生会員 3,000 円
- (4) 賛助会員 30,000 円
- (5) 維持会員 50,000 円

附則

本細則は 2021 年 2 月 26 日より施行する。

本細則の一部変更（第 2 条及び第 6 乗の変更）は 2022 年 4 月 1 日より施行する。